

死体腎提供者に対する香料支出要領

公益財団法人 いばらき腎臓財団

(目的)

腎不全患者の移植治療のため死体腎が提供された場合、下記の要領により香料を支出し、死体腎提供者及びその遺族に感謝の意を表すことを目的とする。

(対象者)

香料を支出する対象者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 茨城県内に住所を有し、死体腎移植治療のため死後に腎臓を提供した者
- (2) 茨城県内に住所を有し、死体腎移植のため死後に腎臓を提供しようとして手術が行われた者

(香料の額)

香料として支出する額は、10,000円とする。

(支出の決定)

理事長は、茨城県臓器移植コーディネーター、または摘出病院等から死体腎の摘出が行われた旨報告があったときは、速やかに香料の支出、伝達の方法等を決定するものとする。

付則

1. この規定は、平成4年9月7日より実施する。
2. 平成26年4月1日改正